

課徴金制度見直しに対する意見 (独占禁止法研究会第4回会合)

2016年5月20日

株式会社関東高压容器製作所
代表取締役社長 矢端 和之

1. 中小企業・小規模事業者の概要

① 中小企業は、日本経済を支える存在

- ・ 全事業者数の99.7%が中小企業、全就業者の約70%が中小企業に就業

② 中小企業は多様な存在

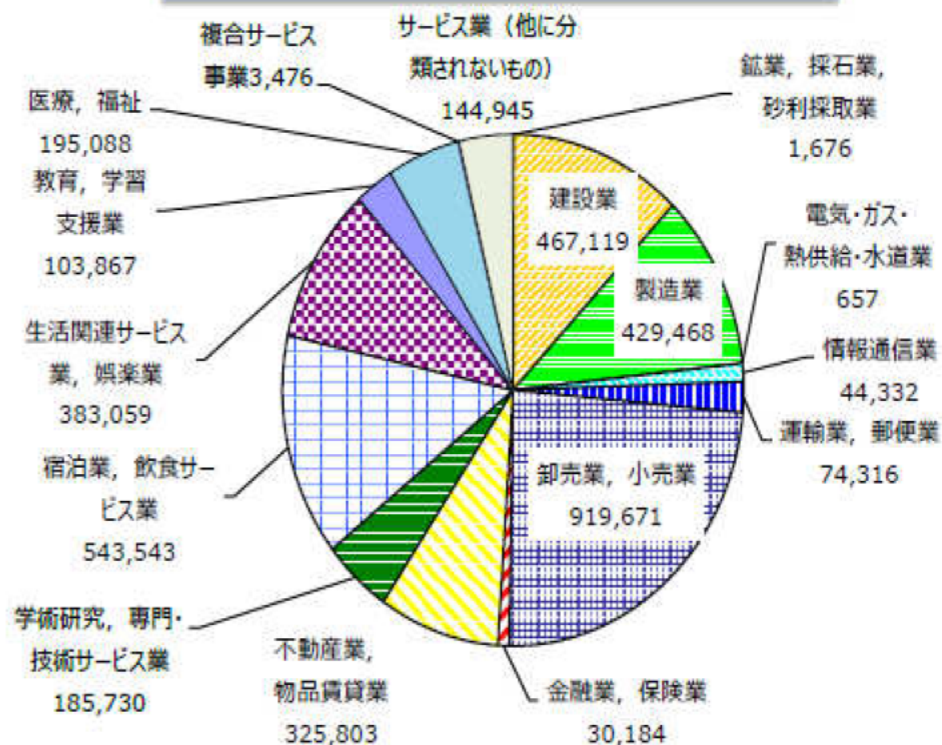
- ・ 個人事業主等の小規模事業者から数百人規模の中規模企業まで存在
- ・ 製造業から小売・サービス業まであらゆる製品・サービスを提供

事業者数・従業者数（2012年）

	事業者数	従業者数
大企業	1.1万者 (0.3%)	1,397万人 (30.3%)
中小企業	385.3万者 (99.7%)	3,217万人 (69.7%)
うち小規模事業者	334.3万者 (86.5%)	1,192万人 (25.8%)

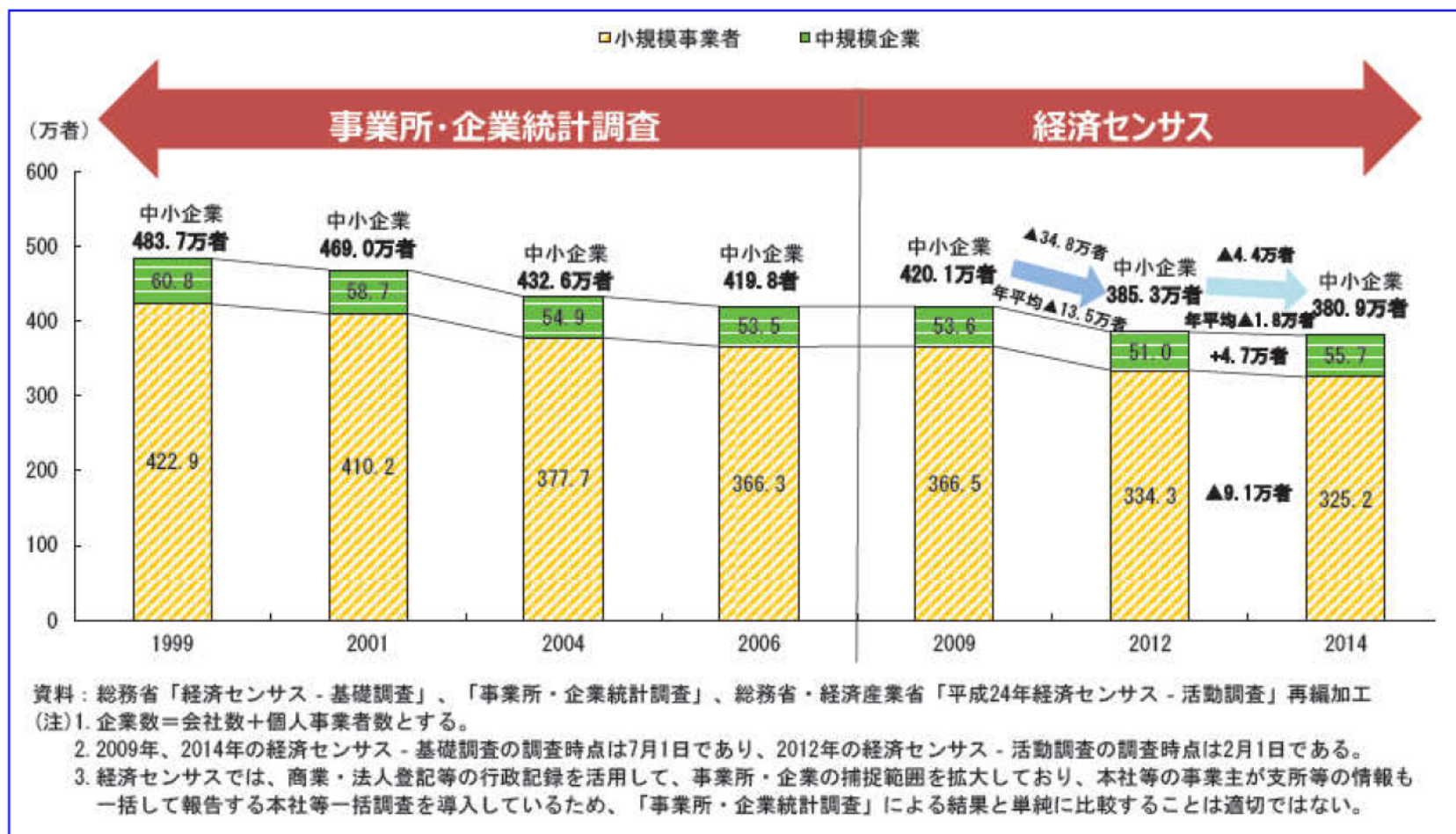
（資料）総務省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

中小企業の業種別事業者数（2012年）



2. 中小企業数の推移

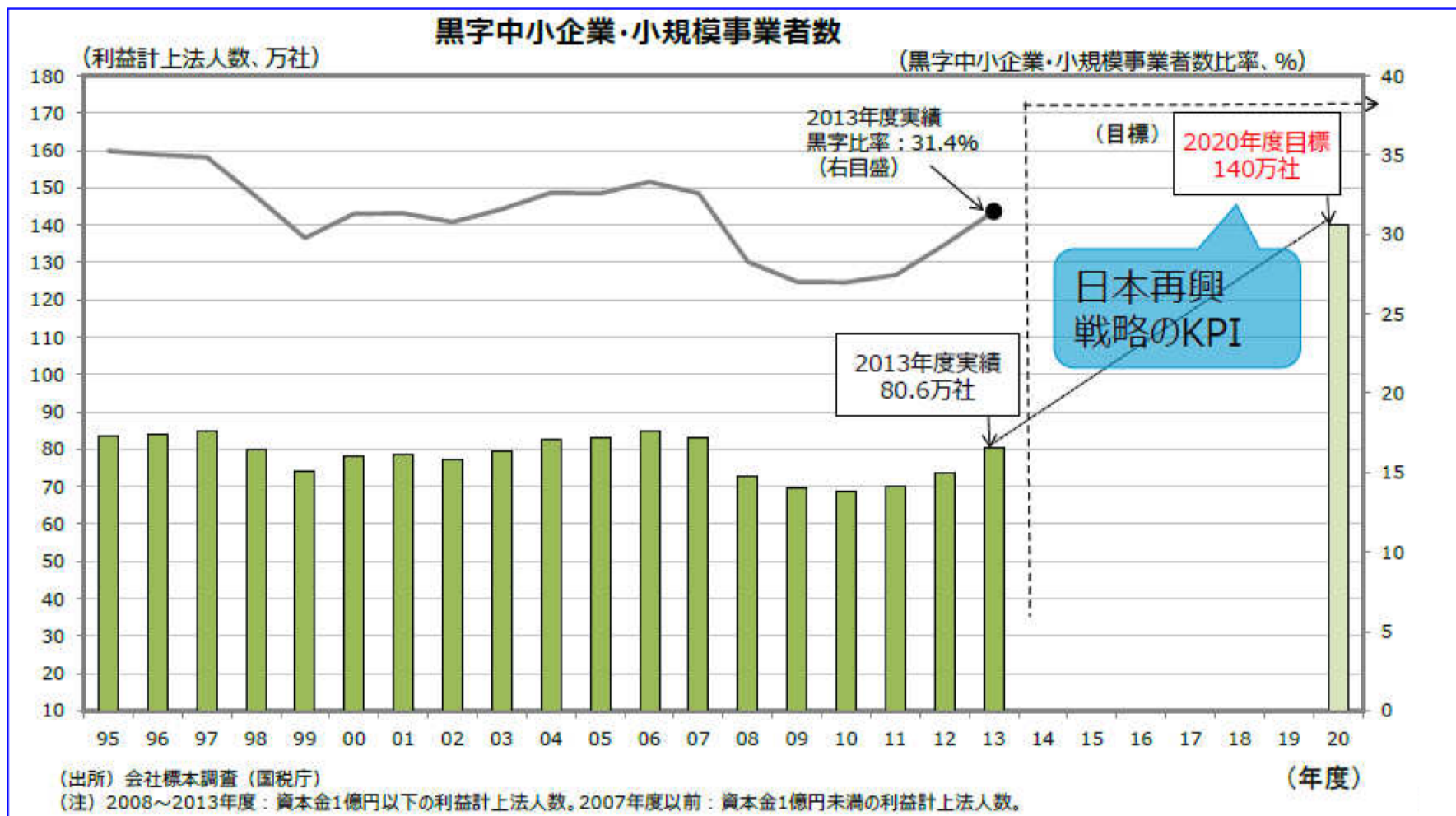
- ・ 中小企業数は長期にわたり減少傾向
- ・ 1999年から2014年の15年間に約103万者の減少
- ・ 2009年から2014年の5年間では、39.2万者の減少



3. 中小企業・小規模事業者の収益状況

(1) 黒字事業者数

- ・直近では、黒字中小企業は80万社程度。比率では3割程度。
- ・日本再興戦略では黒字中小企業・小規模事業者140万社を目標。



(2) 赤字法人の多い業種

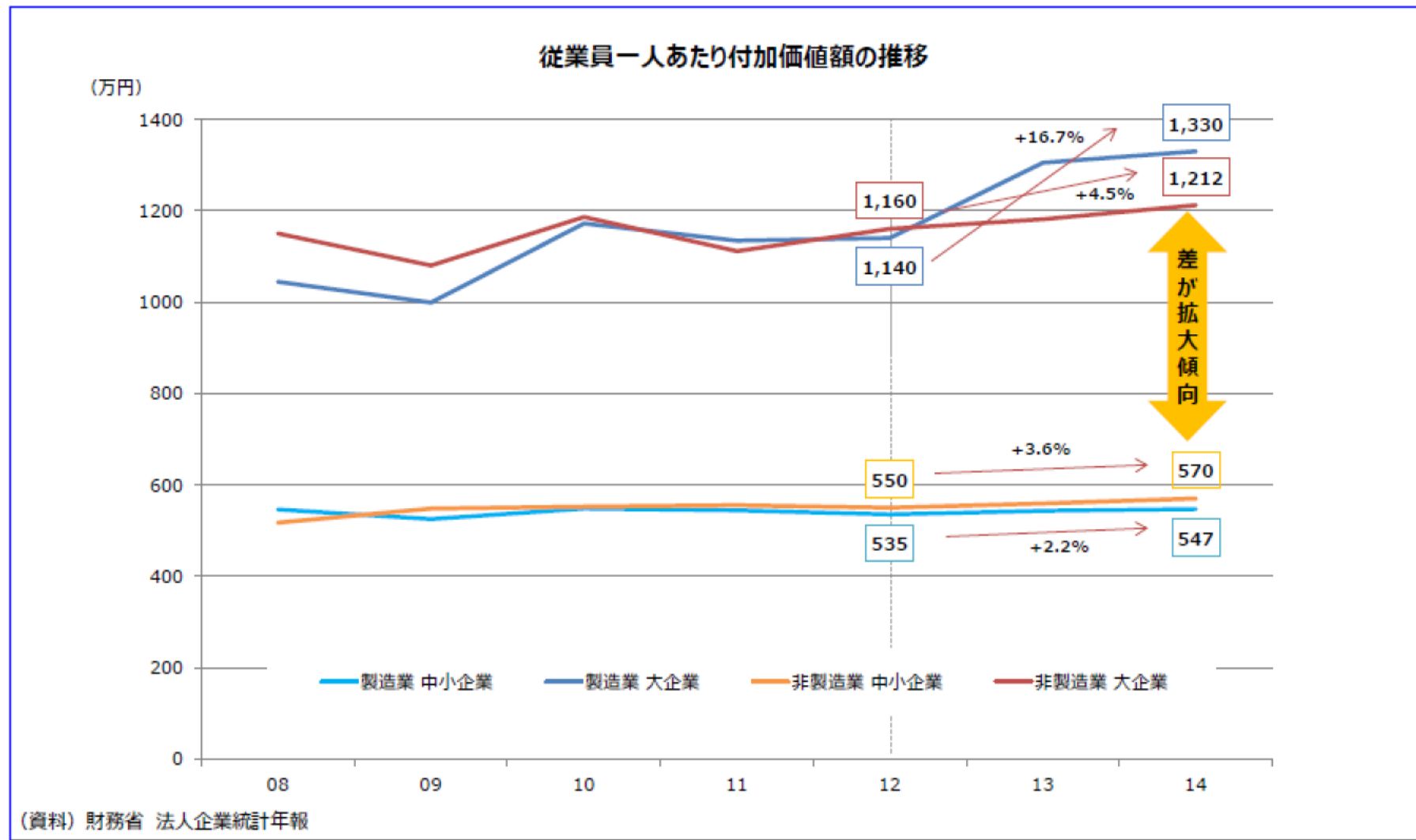
- ・会社標本調査をベースに赤字法人が多い順に業種を並べると、以下のとおりとなり、飲食や旅館、小売業や製造業の中でも中小企業性の高い繊維工業や印刷出版、食料品製造業において赤字法人が多い。

	利益計上法人数	欠損法人数	総計	欠損法人割合	営業収入金額	うち利益計上企業の営業収入金額	所得	所得率
料理飲食旅館業	25,052	97,283	122,335	79.5	218,718	115,391	4,723	4.1
繊維工業	2,427	9,121	11,548	79	51,438	35,301	1,327	3.8
出版印刷業	7,407	26,971	34,378	78.5	148,923	96,939	3,102	3.2
食料品製造業	11,209	32,363	43,572	74.3	369,691	273,276	10,500	3.8
小売業	88,335	247,451	335,786	73.7	1,462,994	1,036,694	32,354	3.1
その他の製造業	23,425	64,643	88,068	73.4	333,191	237,451	15,964	6.7
農林水産業	7,748	19,273	27,021	71.3	57,680	30,664	1,024	3.3
鉄鋼金属工業	16,348	35,747	52,095	68.6	337,226	249,591	10,352	4.1
機械工業	25,412	55,624	81,036	68.6	849,988	702,871	40,841	5.8
鉱業	1,222	2,410	3,632	66.4	59,779	47,759	8,458	17.7
運輸通信公益事業	27,847	54,435	82,282	66.2	825,625	560,750	38,547	6.9
卸売業	82,543	161,599	244,142	66.2	2,460,362	1,981,005	41,718	2.1
化学工業	11,647	22,572	34,219	66	583,034	497,368	33,177	6.7
建設業	140,432	271,828	412,260	65.9	1,015,738	675,258	24,054	3.6
サービス業	233,088	448,084	681,172	65.8	1,744,085	1,210,006	68,850	5.7
金融保険業	15,540	29,314	44,854	65.4	754,739	693,890	54,909	7.9
不動産業	102,651	183,289	285,940	64.1	371,137	259,005	22,581	8.7
小計	822,333	1,762,007	2,584,340	68.2	11,644,346	8,703,217	412,481	4.7

(出所) 会社標本調査 (国税庁)

4. 中小企業・小規模事業者の生産性

中小企業・小規模事業者の生産性は伸び悩んでおり、大企業との差は拡大している。



5. 中小企業の景況

(1) 中小企業月次景況調査（平成28年4月21日 全国中小企業団体中央会プレス発表）

3月のDIは、9指標中5指標が悪化した。主要3指標に関しては売上高DIが前月比1.0ポイント上昇したが、景況ならびに収益状況は悪化に転じる結果となった。

国内外の景況感悪化や内需減退に伴って年度末需要の動きが鈍化していることに加えて、販売価格の低迷やコスト高が収益を圧縮している状況も改善しておらず、また慢性的な労働力不足や消費増税への懸念も相俟って、中小企業の先行き不透明感は増大している。

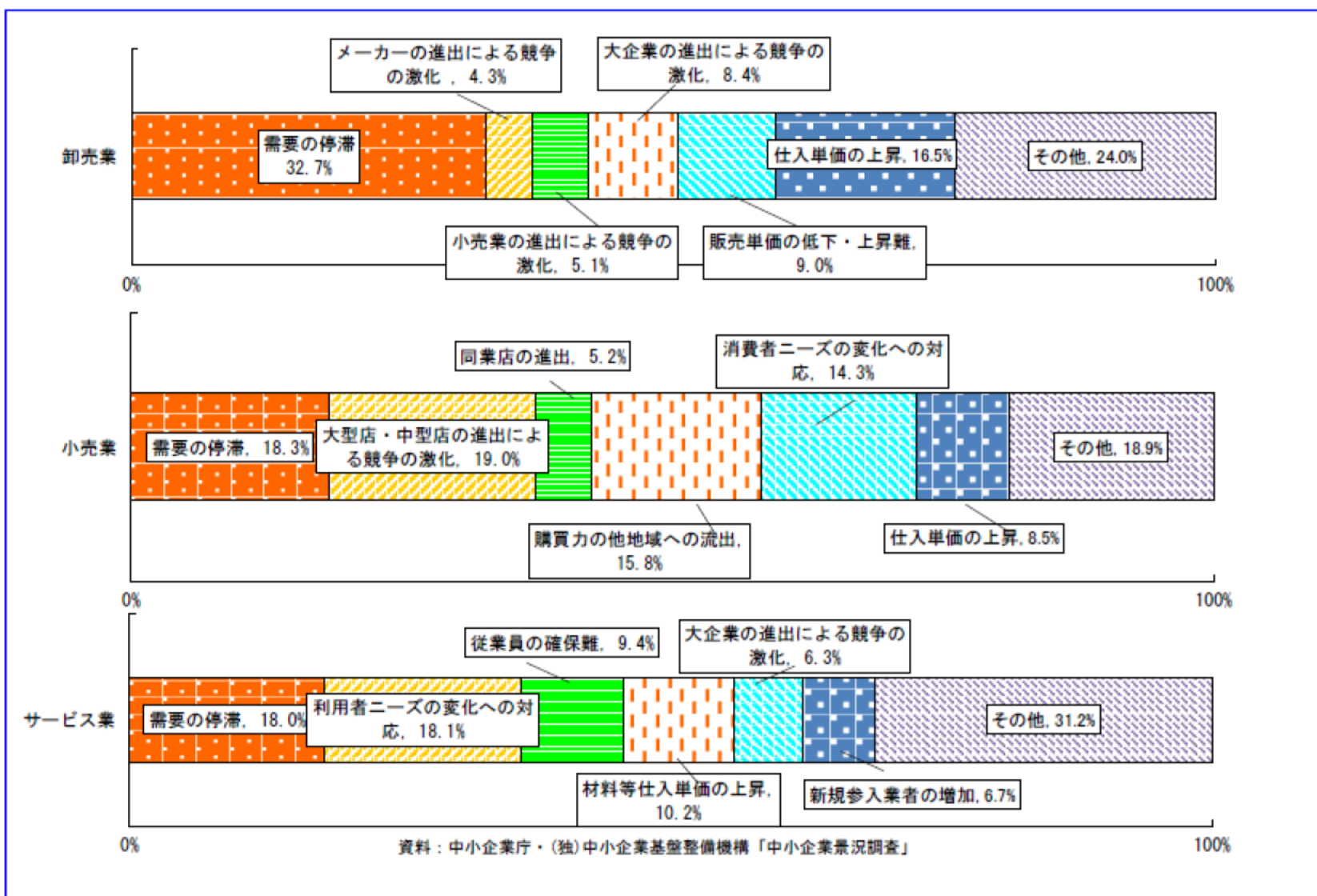


本調査は、都道府県中央会に設置されている情報連絡員〔中小企業の組合（協同組合、商工組合等）の役職員約2,600名に委嘱〕による調査結果です。

調査の対象は、情報連絡員が所属する組合の組合員の全体的な状況（前年同月比）です。

(2) 中小企業が直面している経営上の問題点

- ・「需要の停滞」を問題点としてあげている経営者が多い。
- ・「大企業との競争激化」や「仕入単価の上昇」をあげている経営者も多く、中小企業を取り巻く厳しい環境が窺える。



6. 意見～中小企業にとって「納得感」のある導入必要性の明示と次の5点の考慮～

1. 裁量制導入に際しては手続の可視化・透明性の確保を前提とすること

裁量制を導入することによって、経営資源に乏しい中小企業が公正取引委員会との協力の下に事件が処理されるためには、防御権の強化を図る環境整備が前提となる。社長不在中の対応難、非陳述、うろ覚え陳述等が調査への非協力と判断され、課徴金が加算されるのではないかと中小企業の声がある。当局の裁量権の拡大に応じて、「非協力」の定義が曖昧なまま運用されることへの懸念が聞かれるところ、供述聴取時のメモの録取、録音・録画、弁護士の立会いなど可視化・透明性の確保などの防御権の強化は、裁量制に向けた検討に当たっての前提条件。

2. 課徴金の規模を堅持すること

裁量型課徴金制度導入と課徴金額の拡大は別の議論であることから、①課徴金の上限額の引上げには断固反対するとともに、②基本算定率の引上げ、③対象となる違反行為の期間の拡大、④中小企業の算定率の引上げなどはいずれも中小企業の経営に大きな悪影響を与える。中小企業が協力でき、実効ある調査対応が可能となる必要な範囲・算定期間として現行の中小企業に適用される上限額・算定率・期間を堅持すべきである。業種や中小企業等の認定自体に現行制度上の問題が生じているのであれば、認定過程の中で実態を総合的に判断して個別具体的な処置を講じることで対応を図るべき。

3. 優越的地位の濫用を適用対象とすること

中小企業の体力が消耗を続けている主な原因として、人件費や仕入れ価格などコスト上昇に見合った価格転嫁ができないことが挙げられる。優越的地位の濫用行為は、独占禁止法で厳正に対処すべき行為である。このため、中小企業の自立性を脅かすような、不適切な取引や優越的地位の濫用を根絶することが先決課題である。実質的に対等な取引ができない立場の弱い中小企業にとって、裁量制を導入するのであれば、適用対象行為を入札談合やカルテルに限ることなく、優越的地位の濫用を適用対象にすべきである。

4. 減免要素を明確化・裾切り額を拡大すること

課徴金納付命令を不服として審判を請求した中小企業が、課徴金を支払う資金繰り難のために、廃業に至った事例がある。中小企業は支払い能力に乏しいことから、中小企業の経営実態を十分反映する形で課徴金額の算定がなされることが望ましい。その前提として、課徴金が減額される要件を具体的に明示し、また裾切り額の拡大を図るべき。

5. その他

企業活動のグローバル化に伴う外国企業の域外適用や、改正景品表示法の民・民同士の自主的な解決行為のような課徴金額が下がる規定の積極的導入の検討を行うべき。